

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 三重県厚生事業団

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献するよう、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日までの4年間
2. 内容

目標1：子どもを持つ職員の休業、短時間勤務、所定外労働の免除、休暇等の制度の拡充や、フレックス勤務、始業時間の繰上げ・繰下げ等の制度の導入を行います。

<対策>

- 令和3年4月～ 検討開始、他法人の規程等参考資料の収集
- 令和3年9月～ 新制度導入の案を作成
- 令和4年3月～ 就業規則の変更を理事会に提案
- 令和4年4月～ 制度の導入、職員への周知

目標2：介護を要する家族を持つ職員の休業、短時間勤務、所定外労働の免除、休暇等の制度の拡充や、フレックス勤務、始業時間の繰上げ・繰下げ等の制度の導入を行います。

<対策>

- 令和4年4月～ 検討開始、他法人の規程等参考資料の収集
- 令和4年9月～ 新制度導入の案を作成
- 令和5年3月～ 就業規則の変更を理事会に提案
- 令和5年4月～ 制度の導入、職員への周知

目標3：育児休業中の待遇、育児休業後の賃金・配置その他の労働条件に関する事項について職員へ周知し、継続的に関心度を高めます。また、育児休業期間中の代替職員の確保に努めます。

<対策>

- 令和3年4月～ 制度について職場内イントラネット等を活用して周知します。また、育児休業期間中の代替職員の確保ができるよう、採用活動を行います。

目標4：大学・短大生、専門学校生のインターンシップの受入れを促進します。

<対策>

- 令和3年4月～ 検討開始、実施部署、日程、受入人数、プログラムの調整
- 令和3年8月～ インターンシップの試行
- 令和3年9月～ プログラムの見直し
- 令和4年4月～ インターンシップの本格実施